

市有財産（金地金）売払いに係る一般競争入札募集要項

長野市市有財産（金地金）の売払いについて、以下のとおり一般競争入札を実施するので、入札参加希望者は、この募集要項を熟知承諾の上、お申込みください。

1 入札に付する事項

- (1) 件名 市有財産（金地金）の売払い
- (2) 売り払う動産

品名	数量	最低買取率
金地金（三菱マテリアル製） 1 kg	1 本	98.0%

- ・買取率とは、三菱マテリアル株式会社が公表している「店頭買取価格（税込）」を基準額として、当該基準額に乗ずる換金率を指すものとする。
- ・最低買取率とは、あらかじめ長野市が定めた最低買取率であり、これを下回る入札は無効とする。

2 基本的事項

- (1) 入札に当たり、事前に金地金の査定・真がんの場合は設けない。
- (2) この入札に参加することによる買取希望者の移動、買取、査定・真がん、金地金の引き取り、買取代金、入札保証金及び契約保証金の口座振込等に要する費用は、
落札者の負担とする。
- (3) 買取日は、長野市議会令和8年6月定例会における、当該金地金等の財産処分議案議決後から令和9年3月31日までの間で、長野市が指定する日とする。
- (4) 入札においては、金地金の買取率を入札書に小数点第1位まで記載すること。
- (5) 実際の買取代金は、三菱マテリアル株式会社が指定する買取日の店頭買取価格（税込）に、金地金の買取率及び金地金の重量を乗じた額とする（例：店頭買取価格（税込）が 30,000,000 円 / kg、落札者の買取率98%の場合、 $30,000,000 \times 0.98 = 29,400,000$ 円）。
- (6) 落札者は、長野市との協議により査定・真がんの有無、方法、日時、場所（長野市内に限る。）を決定し、長野市職員立会いの下、査定・真がんを行うことができる。
- (7) 査定・真がんの結果、万が一正規品以外の品であった場合は、落札者は真がん証ひょう書類を作成し、長野市に提出の上、買取りを取りやめることができることとする。なお、金地金の引き渡し以降の返品・返金等の申し出は一切受け付けない。
- (8) 落札者は、買取日から30日以内に、長野市が指定する口座に買取代金を振込に

より支払うこと。

- (9) 入札保証金は 150 万円、契約保証金は 300 万円とし、入札保証金は契約保証金に、契約保証金は買取価格に充当できるものとする。
- (10) 長野市は、落札者が買取代金を口座振込により支払ったことを確認した後、金地金を落札者に引き渡すこととする。
- (11) 金地金は、長野市が指定する場所、方法で引き渡すこととする。
- (12) その他入札方法等については、関係法令及び長野市契約規則の定めるところによる。

3 一般競争入札参加者資格条件

本入札に参加する者（以下「入札者」という。）は、長野市の一般競争入札に関する規定等を熟知の上、誓約書（別紙 1）の内容を承諾したものに限る。

4 一般競争入札参加申込

入札に参加を希望する者は、必要事項を記載した一般競争入札参加申込書及び必要書類を一般書留又は簡易書留による配達日を指定しての郵送又は持参（以下「郵送等」という。）すること。

- (1) 受付期間 令和 8 年 3 月 25 日（水）から令和 8 年 4 月 6 日（月）まで（土・日曜日及び祝休日を除く。）

※ 郵送で申し込む場合は、必ず一般書留又は簡易書留で令和 8 年 4 月 6 日（月）までに必着のこと。なお、受領の連絡や提出物の返却は理由を問わず一切行わない。

- (2) 受付時間 午前 9 時～午後 5 時

- (3) 提出先 長野市総務部総務課（長野市役所 第二庁舎 4 階）

- (4) 提出書類（提出部数各 1 部）

ア 市有財産（金地金）売払いに係る一般競争入札参加申込書（別紙 2）

イ 履歴事項全部証明書

ウ 印鑑（登録）証明書

エ 古物商許可証の写し（法人用）等、営業に関し法律上必要とする許認可等の証明書の写し

オ 誓約書（別紙 1）

カ 納税証明書（納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等の証明書）

※ 郵送の場合は、封筒の表面に「入札参加申込書在中」と記載すること。

- (5) 申し込みにあたっての留意事項

ア 提出書類のうち、公的証明書は発行後 3 か月以内のものに限る。

イ 提出書類は、理由を問わず一切返却は行わない。

ウ 共有名義での申込みは認めない。

エ 一般競争入札参加申込書の内容変更や辞退については、入札参加申込みの期間内に限り行うことができるものとし、その場合、「入札参加申込辞退（変更）届」（別紙 3）を受付期間内で提出する。

オ 入札参加申込者に関する情報及び申込者数等の問い合わせには、一切応じない。

(6) 入札参加資格の確認

入札参加申込受付後、入札参加資格の有無について確認し、その結果を入札参加確認通知書により入札参加申込者宛てに郵送する。なお、参加資格を有するものには入札保証金納入通知書（納付書）を同封する。

提出書類の審査の結果、資格要件を満たしていない場合は入札に参加することができない。

(7) 入札参加申込みの無効又は失格

次の事項に該当する場合は、入札参加申込みを無効又は失格とする。

ア 申込書等の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。

イ 申込書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。

ウ 申込書等に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。

エ 申込書等に虚偽の内容が記載されているとき。

オ その他、不相当と認められるとき。

5 入札

(1) 提出書類

ア 入札書（別紙4）

イ 入札保証金の領収証書（写しでも可）

(2) 書類記入上の注意点

ア 入札者は、入札書に買取率その他必要事項を記載し、記名押印（代表者印）すること。

イ 入札書は、油性黒インクで明確に表示し、誤記又は脱字のため、加除したときは、その箇所を押印すること。ただし、買取率の訂正は認めない。

(3) 書類の提出

ア 郵送等により、指定する期間内に入札書を提出すること。

イ 郵送等により入札書を提出するに当たっては、封筒に入札書を入れて封かん及び封印し、封筒の表面に次のとおり記載すること。

(ア) 「380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市総務部総務課行」

(イ) 「件名 市有財産（金地金）売払いに係る一般競争入札」

(ウ) 「開札日 令和8年4月20日」

(エ) 「商号又は名称〇〇」※〇〇は入札者の商号又は名称

(オ) 「【入札書在中】」

(カ) 封筒には入札書のみを入れて封かんし、入札書に押印した印により2か所を封印すること。

ウ 一般書留又は簡易書留による配達日指定は、令和8年4月17日とすること。

エ 持参による場合は、提出期間内に郵送の場合と同様の方法で封入して長野市総務部総務課（第二庁舎4階）へ持参すること。

オ 入札書が提出期限までに総務課に到達しなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。

カ 入札書の提出期限は次のとおりとする。

提出期限 令和8年4月15日（水）から令和8年4月17日（金）まで

提出時間 午前9時から午後5時まで

(4) その他

本市に提出された入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。

(5) 入札保証金

入札者は、入札保証金として 1,500,000円を、事前に市が発行した納付書により金融機関で納付すること。

(6) 入札保証金の還付

ア 落札者以外の入札者の入札保証金は、入札終了後に還付する。その場合、入札終了後に送付する還付請求書に基づき入札者の指定する金融機関の口座へ振り込む方法により還付する。この場合、長野市は入札者が提出した還付請求書の受領日から1か月以内に指定の口座へ還付する。

イ 落札者の入札保証金は、売買契約締結時に還付する。ただし、落札者から入札保証金の契約保証金への充当申出書（別紙5）が提出された場合は還付しない。

ウ 入札保証金を納付した日からその返還を受けるまでの期間の利息について、入札者はその支払いを請求することができない。

6 開札

(1) 開札日時・場所

ア 日時 令和8年4月20日（月） 午後1時30分

イ 場所 長野市役所第二庁舎4階会議室（外部監査室）

(2) 開札事項など

開札は、当該入札事務に関与しない長野市職員を立ち合わせて行う。開札における入札者の立会いは、これを妨げない。その際、入札者であることを確認する場合がある。

ア 開札の結果、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び買取率を、落札者がいないときは、その旨を開札に立ち会った者に知らせる。

イ 最高買取率の入札者が複数あり、当該入札者が全員立ち会っている場合は、その場でくじ引きを行い、落札者を決定する。当該入札者のうち立ち合いの無い者があるときは、これに代えて当該入札事務に関与しない長野市職員がくじ引きを行う。

ウ 1回目の入札で落札しない場合には、不調とする。

エ 開札の結果について異議を申し立てることはできない。

(3) 落札者の決定

長野市が前もって設定した最低買取率以上かつ最高買取率である入札者を落札者として決定する。

(4) 落札者の公表

開札結果に関する情報（買取率及び落札者の法人名）については、長野市公式ホームページに掲載し公表する。

(5) 落札者の取消

次のいずれかに該当する場合は、落札者としての決定を取り消す場合がある。

ア 正当な理由なくして、指定する期日までに契約の手続きを行わなかったとき。

イ 落札者が入札者としての資格を失ったとき。

ウ 落札者が本件の相手方として不相当と認められる場合。

(6) 入札の延期又は中止

天災地変、その他やむを得ない事由で入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行若しくは開札を延期、又は中止することがある。

この場合の入札者が要した費用は、入札者の負担とする。

7 契約

(1) 契約の締結

ア 落札決定後7日以内に、市有財産売買契約書（別紙案）により契約を締結しなければならない。

イ 契約に要する費用は、落札者の負担とする。

(2) 契約保証金

ア 売買契約確定後速やかに契約保証金 3,000,000円を長野市が指定する口座に納付しなければならない。この場合、「入札保証金の契約保証金への充当申出書（別紙5）」の提出により、入札時に納付した入札保証金を契約保証金の一部に充当することができる。

イ 契約保証金は、「契約保証金の売買代金への充当申出書（別紙6）」の提出により、買取代金から契約保証金を除いた額の納付後に、買取代金に充当することができる。

(3) 契約の解除

次に該当する場合、長野市は売買契約の解除ができるものとする。

ア 納期限までに買取代金と契約保証金との差額等が納付されないとき。

イ 誓約書に反する事実が判明したとき。

ウ 売払いの過程で金地金の安全な取扱いについて支障があると市長が認めたととき。

(4) その他

落札決定後7日以内に契約を締結しなかった場合は、落札は無効となる。この場合、入札保証金は市に帰属し、返還されない。

8 入札スケジュール

(1) 一般競争入札参加申込書提出

令和8年3月25日（水）から令和8年4月6日（月）まで

(2) 入札書提出

令和8年4月15日（水）から令和8年4月17日（金）まで

(3) 開札日

令和8年4月20日（月）

9 問い合わせ

長野市総務部総務課 担当：鈴木

長野市大字鶴賀緑町1613番地 （長野市役所 第二庁舎4階）

電話 026-224-5002（直通）

付 記

本要項に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、長野市財務規則（平成6年 長野市規則第3号）、長野市契約規則（昭和60年長野市契約規則4号）及び長野市の指示によることとする。